

令和6年度市民税・県民税・森林環境税 給与所得等に係る 特別徴収のしおり

★ 令和6年度の給与からの特別徴収税額の納期について

令和6年度の市民税・県民税・森林環境税を給与からの特別徴収の方法で納付する場合、市民税・県民税の定額減税が適用される方については、令和6年7月分から令和7年5月分までの11回に分けて納付することとなります（定額減税が適用されない方については、通常どおり令和6年6月から納付することとなります。）。

名古屋市

名古屋市個人市民税特別徴収センター

〒460-8201

名古屋市中区丸の内三丁目10番4号
(丸の内会館)

電話 <052>957-6930

FAX <052>957-6934

日ごろから市民税・県民税・森林環境税の特別徴収にご協力をいただきありがとうございます。

特別徴収事務を行っていただく際には、この「しおり」をご覧ください、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

◎ 名古屋市では個人の市民税を減税しています。

目 次

■個人の市民税・県民税に関する主な税制改正	1
■特別徴収とは	2
■特別徴収税額の徴収と納入	3
■納入書の書き方	4
■退職等による未徴収税額の一括徴収	5
■従業員の方が退職・転勤等したときの手続き	5
■退職後の市民税・県民税・森林環境税について	6
□様式「給与支払報告 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書」	7
■異動届出書の書き方	8・9
○ 記載例1 [退職（未徴収税額は一括徴収）の場合]	10
○ 記載例2 [退職（未徴収税額は普通徴収）の場合]	11
○ 記載例3 [転勤の場合]	12
○ 記載例4 [給与支払報告の場合]	13
■外国人の方の課税について	14
■従業員の方が就職等したときの手続き	14
～電子データによる給与支払報告書の提出義務について～	14
□様式「特別徴収切替依頼書」	15
○ 記載例	16
■退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収	17
～特別徴収義務者所在地等変更届出書の提出のお願い～	19
□様式「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」	20
□様式「特別徴収義務者所在地等変更届出書」	21
～地方税ポータルシステム「エルタックス」のお知らせ～	22
■市民税・県民税・森林環境税の納税義務者など	23
■税額の計算	23
◆給与所得者の税額計算例（令和6年度）◆	29
～市民税・県民税の試算について～	29
■市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除	30
■ご質問にお答えします	31
～事業所税のお知らせ～	33

凡例 法…地方税法、条例…名古屋市市税条例

★ 名古屋市公式ウェブサイト【 <https://www.city.nagoya.jp/> 】
様式のダウンロード等について、詳しくは裏表紙をご覧ください。

個人の市民税・県民税に関する主な税制改正

令和6年度から適用される主な税制改正の内容は以下のとおりです。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

令和6年 税制改正

サイト内検索

◎ 令和6年度の市民税・県民税（住民税）について定額減税が実施されます！

(1) 定額減税額（ア～ウの合計額）

- ア 納税義務者本人：1万円
- イ 控除対象配偶者（国外居住者を除く）：1万円
- ウ 扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

(2) 適用条件

所得割が課税され、納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入額2,000万円以下）の方について定額減税が適用されます（均等割のみが課税される方は対象となりません。）。

(3) 定額減税の適用方法

税額の計算方法については、23ページをご覧ください。

定額減税額を控除しきれない場合は、控除しきれなかった金額について給付金を支給します。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

(4) 定額減税の実施方法

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収することとなります。

ただし、合計所得金額1,805万円超の方や住民税均等割・森林環境税のみ課税される方（住民税所得割が課税されない方）など、定額減税が適用されない方については、通常どおりの徴収方法によります。

◎ 特別徴収税額の通知書の電子化

エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した場合は、「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法について、電子データの副本送付は廃止され、「正本の電子データをeLTAXで受け取る」または「正本の書面を郵送で受け取る」のみを選択できることとなりました（書面と電子データの両方を受け取ることはできません。）。

また、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」の受取方法として、電子データを選択することができることとなりました。

なお、電子データの副本送付が廃止されたため、光ディスク（CD・DVD）などの媒体を利用して給与支払報告書を提出した場合は、書面の通知書のみが送付されることとなります（光ディスクに格納した電子データの副本は送付されません。）。

◎ 森林環境税（国税）の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として森林環境税が創設され、年額1,000円が個人の市民税・県民税の均等割と併せて課税されます。その税収は全額が国から自治体へ譲与され、間伐や人材育成、担い手の確保・育成、木材利用の促進や啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられます。

なお、東日本大震災の教訓をふまえた防災施策の財源を確保するための市民税・県民税の均等割の引き上げ（市民税500円、県民税500円）は令和5年度で終了しました。

■ 特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払をする者（事業主）が、給与の支払を受ける者（従業員）の毎月の給与から個人の市民税・県民税額及び森林環境税額を差し引き、翌月の10日までに納入していただく制度です。

1 特別徴収の範囲（法321条の3、条例27条）

給与の支払を受けている方に対する市民税・県民税・森林環境税については、特別徴収の方法によって徴収することとされています。

特別徴収の方法によって徴収する税額は、給与所得に対する市民税・県民税額と森林環境税額の合計額ですが、給与所得以外（令和6年4月1日において65歳以上の方は給与所得及び公的年金等に係る所得以外）の所得に対する所得割額についても、所得税の確定申告書または市民税・県民税の申告書で特別徴収（「給与から差し引き」）を選択した場合は、あわせて特別徴収します。

2 特別徴収義務者の指定（法321条の4、条例28条）

4月1日現在において給与の支払をしている方で、所得税法第183条の規定により所得税を源泉徴収して納付する義務のある方を、特別徴収義務者として指定しています。

3 特別徴収税額の通知（法321条の4、321条の6）

特別徴収の方法によって市民税・県民税・森林環境税を徴収する場合には、**5月31日までに**、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知することとされていますので、以下の(1)(2)の通知を書面または電子データ(注)でお送りしています。

- (1) 令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

毎月の給与から差し引き、翌月の10日までに納入していただく特別徴収税額の合計額の通知で、従業員の方ごとの明細も記載しています。大切に保管してください。

- (2) 令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

個々の従業員の方（納税義務者）への特別徴収税額の通知です。圧着した状態で、**お早めに従業員の方へお渡しください。**

また、給与支払報告書を提出した従業員の方のうち、市民税・県民税・森林環境税が特別徴収されない方については、「令和6年度市民税・県民税・森林環境税非課税等の通知書（特別徴収義務者用）」をお送りしています（納税義務者用の通知はありません。）。

なお、特別徴収税額を変更した場合には、「令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を書面または電子データ(注)でお送りしますので、**納税義務者用**を該当の従業員の方へお渡しください。

- (注) エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した際に、通知の受取方法として電子データを選択した場合は、決定通知書及び変更通知書を電子データでお送りします。

■ 特別徴収税額の徴収と納入

1 特別徴収税額の徴収（法321条の5、条例28条の2）

6月から翌年の5月まで（定額減税が適用される方については、7月から翌年の5月まで）の各月の給与の支払の際に、特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）に記載されている、個々の従業員の方の各月分の納付額（以下「月割額」といいます。）を徴収してください。

2 納入の方法

徴収した月割額の合計額は、「納入書」または「電子納税」で納入してください。

納入書をご使用の際には、次ページの「納入書の書き方」をご覧ください、納入金額などの必要事項を記載してください。なお、用紙が不足する場合は、名古屋市公式ウェブサイトから「納入書及び市民税 県民税 納入申告書」をダウンロードして使用してください。

また、電子納税については、22ページをご覧ください。

なお、名古屋市が作成する納入書以外の納入書を使用する場合や、金融機関等との契約などにより納入する場合も、市区町村コード及び指定番号が必要となります。

（注）給与支払報告書の提出時に、総括表の「納入書の送付」欄で「不要」を選択された場合は納入書を送付しません。

（注）市区町村コードは、特別徴収義務者の所在する区にかかわらず、「231029」です。ただし、電子納税の場合は「231002」です。

3 納期限（法321条の5、条例28条の2）

徴収した月割額の納入の期限（納期限）は、徴収した月の翌月の10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）です。

なお、各月の納期限は、当該月分の納入書に記載してあります。

4 納期の特例（法321条の5の2、条例28条の2）

従業員の方が常時10人未満の事業所等については、特別徴収税額の納期の特例制度があります。この制度を利用すると、年12回、6月から翌年の5月まで（定額減税が適用される方については、年11回、7月から翌年の5月まで）毎月徴収した月割額を、12月と翌年の6月の年2回で納入することができます。

6月分から11月分までの月割額の納期限は12月10日、12月分から翌年の5月分までの月割額の納期限は翌年の6月10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）です。

また、納入書はそれぞれ納期限の10日前までにお送りします。

この制度を利用するには申請が必要です。申請手続き等については、個人市民税特別徴収センターへお問い合わせください。なお、申請書は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

（注）給与支払報告書の提出時に、総括表の「納入書の送付」欄で「不要」を選択された場合は納期の特例分の納入書を送付しません。

5 納期限までに納入しなかった場合（法326条、329条、331条）

特別徴収した税額を納期限までに納入しない場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、延滞金が徴収されます。

■納入書の書き方

特別徴収税額は、徴収した月の翌月の10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）までに納入してください。

- * 本市が作成する納入書を使用しない場合も、必ず市区町村コード「231029」を記入してください。
 なお、指定番号についても誤りや漏れがないよう記入してください。

- 1 従業員の方に給与の支払をする際に徴収した特別徴収税額（月割額）を記入してください。
 （注）従業員の方の退職等により一括徴収した納入金額がある場合には、この欄に給与分の月割額との合計額を記入してください。

- 2 退職所得に対する所得割額がある場合に記入してください。
 なお、その際には、納入済通知書裏面にある退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」に支払年月などの必要事項を必ず記載してください。
 （注）個人事業主の方は、納入済通知書片の裏面にある様式ではなく、納入書つづりにとじ込めである用紙を使用してください。

- 3 上記1、2の合計額を記入してください。
 なお、納期限までに税額を納入できなかったときは、延滞金を「延滞金」欄に記入のうえ、上記1、2の額と延滞金の額の合計額を記入してください。
 延滞金の計算方法は、納入書裏面の「納入する際の注意事項」の「3」をご覧ください。

愛知県		個人市民税 個人県民税 森林環境税	
名古屋市		納入済通知書 (公)	
市区町村コード		D・C	管理区分
2 3 1 0 2 9		1	3
		6	8
		05	04
口座番号		加入者名	
00850-3-960406		名古屋市	
10 年 月 分		指定番号(10桁)	
給与分 (一括徴収分を含む。)		24億 千 百 十 万 千 百 十 円	
退職所得分		35	
延滞金		46 0 0	
合計額		55	
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒			
氏名又は名称			
納			
ゆうちょ銀行取りまとめ店 名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		領収日付印	
上記のとおり通知します。 東 収納事務センター			
受付店→(取りまとめ店) →三菱UFJ銀行 東海公務部 →名古屋市		(名古屋市保管)	

◎ 領収証書、納入書、納入済通知書ともに必要事項を記載してください。

◎ 指定番号は「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に印字しています。

■退職等による未徴収税額の一括徴収

未徴収税額（退職等した月の翌月以降の月割額）の一括徴収は、従業員の方の納税の便宜等を考えて設けられた制度です。

未徴収税額の一括徴収にご協力いただきますようお願いします。

1 従業員の方が6月1日から12月31日までに退職等した場合

未徴収税額については、従業員の方の申出により、給与または退職手当等から、一括徴収して納入することができます。

一括徴収しない場合は、後日、市税事務所から送付される納税通知書（納付書）によって未徴収税額をご本人に納付していただくことになりますので、従業員の方に納付方法等についてご説明のうえ、一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いします。

2 従業員の方が1月1日から4月30日までに退職等した場合

未徴収税額については、従業員の方の申出の有無にかかわらず、給与または退職手当等から必ず一括徴収してください。

ただし、次の場合は、一括徴収する必要はありません。

- (1) 再就職先で特別徴収を継続する場合
- (2) 5月31日までに支払われる給与または退職手当等が未徴収税額より少ない場合
- (3) 死亡による退職である場合

なお、一括徴収したときは、「^{給与支払報告}特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）の「2. 一括徴収の場合」欄などに必要事項を記載のうえ、退職等の日の属する月の翌月の10日までに個人市民税特別徴収センターに提出してください。

■従業員の方が退職・転勤等したときの手続き

未徴収税額の納付手続のため、「異動届出書」の早期提出をお願いします。

「異動届出書」の書き方については、8・9ページをご覧ください。

1 「異動届出書」の提出について

退職・転勤・休職等の事由により従業員の方に給与の支払をしなくなった場合は、「異動届出書」に必要事項を記載のうえ、必ず下記の期限までに個人市民税特別徴収センターに提出してください。

- (1) 毎月の給与から特別徴収税額を徴収している従業員の方が退職等したとき
「異動届出書」を、異動のあった日の翌月の10日までに提出してください。
- (2) 給与支払報告書を提出した従業員の方が4月1日までに退職等したとき
「異動届出書」を、4月15日までに提出してください。
(上記(1)の「異動届出書」を提出した場合は、提出する必要はありません。)
(13ページ「記載例4〔給与支払報告の場合〕」をご覧ください。)

なお、用紙が不足する場合は、7ページの「異動届出書」をA4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(注) 個人事業主の方のマイナンバー（個人番号）を記載した「異動届出書」を提出していただく際には、法令に基づく本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきますので、マイナンバーカード（個人番号カード）等の本人確認書類を提示（郵送により提出する場合は写しを添付）してください。

本人確認について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

2 退職・休職・長期欠勤などの場合

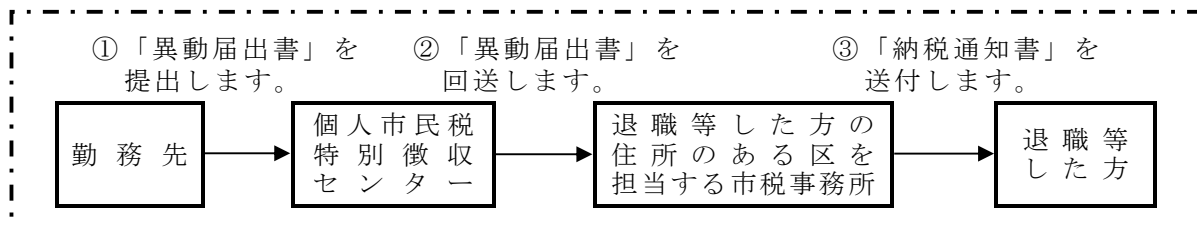
(1) 未徴収税額を一括徴収する場合

10 ページ「記載例 1 [退職（未徴収税額は一括徴収）の場合]」をご覧ください。

(2) 未徴収税額を普通徴収とする場合

11 ページ「記載例 2 [退職（未徴収税額は普通徴収）の場合]」をご覧ください。

一括徴収しない場合は、後日、市税事務所から送付される納税通知書（納付書）によって未徴収税額をご本人に納付していただくことになります。従業員の方の退職後の住所を「異動届出書」の「異動後の住所」欄に必ず記入してください。

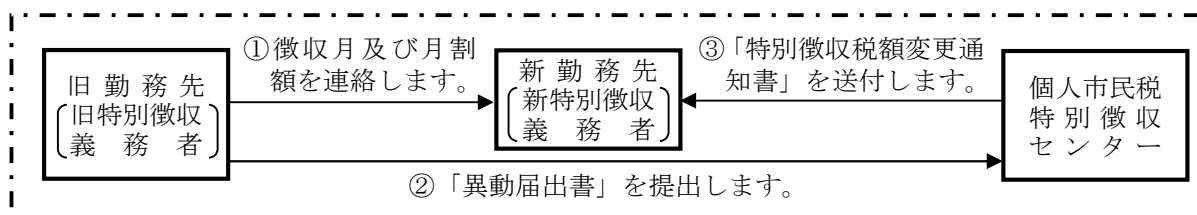


3 転勤の場合

12 ページ「記載例 3 [転勤の場合]」をご覧ください。

転勤した場合は、新勤務先（新特別徴収義務者）へ徴収月及び月割額を連絡するとともに、「異動届出書」の「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項（新特別徴収義務者の名称・所在地など）を記載してください。

なお、転勤が4月中である場合は、5月1日までに提出してください。



■退職後の市民税・県民税・森林環境税について

退職後の市民税・県民税・森林環境税について、退職した方からのご質問が多くありますので、次のことを退職時にご説明いただきますようお願いいたします。

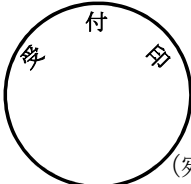
1 退職後の市民税・県民税・森林環境税の課税

市民税・県民税・森林環境税は、前年の1月から12月までの所得に対して、1月1日（賦課期日）にお住まいの市町村で課税されます。

たとえば、従業員の方が令和7年3月に退職した場合、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税については、未徴収の4、5月分を、原則として一括徴収していただきますが、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税については、令和7年1月1日にお住まいの市町村が送付する納税通知書（納付書）によって、従業員の方に直接納付していただくことになります（詳しくは、31・32ページをご覧ください。）。

2 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除

特別な事情により納税が困難な方については、市民税・県民税の減免（税額を減額すること）や森林環境税の免除を受けることができます場合があります。要件や申請手続きについて、詳しくは30・31ページをご覧ください。



◎ボールペンで記入してください（温度変化により無色になるインキを用いたものは使用しないで下さい。）。（名古屋市提出用）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度										1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度									
(宛先) 名古屋市長 令和 年 月 日提出										(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地		〒									
												フリガナ											
												氏名又は名称											
										担当者 連絡先		指定番号											
												宛名番号											
										所属		氏名											
												電話		(内線)									
給与所得者										フリガナ													
										氏名													
										生年月日		年 月 日											
										個人番号													
										受給者番号													
										お問い合わせ番		区											
										1月1日現在の住所													
										異動後の住所													
										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
										円		月 月		月 月		年 月 日		1. 退職・長 2. 転職・短期 3. 休職・解散 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。													
(新しい勤務先) 新しい勤務先										指定番号		(新規) 法人番号											
										所在地		〒											
										フリガナ													
										氏名又は名称													
										担当者連絡先		所属											
												氏名											
												電話		(内線)									
										受給者番号													
										納入書の要否		[新規の場合のみ記載]											
												右から番号を記入		1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。											
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)									
										月 日		円									

3. 普通徴収の場合										※身元確認 □済 □未済 個・運・代・税・保・他() ※番号確認 □済(個・通・住・シ) □未済											
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※処理欄											

ご注意 1 この異動届出書は、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
2 この異動届出書は、給与の支払をしなくなった日の属する月の翌月の10日までに名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。
3 この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト (https://www.city.nagoya.jp/) からダウンロードして使用してください。 6.04

異動届出書の書き方

「異動届出書」の記載にあたっては、10ページから13ページまでの「記載例」を参考としてください。

なお、このページの説明における「通知書」は「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」を指しています。

[illegible]

- ◎ 未徴収税額の徴収予定月または徴収予定額などが後日変更となった場合は、訂正後の「異動届出書」を「訂正分」と余白に朱書して提出してください。
- ◎ ボールペンで記入してください（温度変化により無色になるインキを用いたものは使用しないでください。）。

(名古屋市提出用)

記載例2 〔退職（未徴収税額は普通徴収）の場合〕

給
付
金

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年 度

現年度2. 新年度3. 両年度

(宛 先)

名古屋市長

令和 6 年 10 月 3 日提出

(特別徴収義務者)

給
与
支
払
者

所 在 地

〒 460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1-1

フリガナ

〇〇ショウジカフシキガイシャ

氏名又は名称

〇〇商事株式会社

個人番号
又は法人番号

1234567890123

←個人番号の記載に当たっては、
左端を空欄とし右詰めで記載

担当者
連絡先

指定番号

7126262525

宛名番号

126

所属

総務課 経理係

氏名

乙野 二郎

電話

052-957-6930
(内線 1111)

給
与
所
得
者

フリガナ

ナカムラ ハナコ

氏 名

中村 花子

生 年 月 日

昭和52 年 2 月 2 日

個 人 番 号

456789012345

受給者番号

AB-123

お問い合わせ
番 号

00001192296

区

23101

1 月 1 日
現在の住所

名古屋市千種区覚王山通8-37

異 動 後 の
住 所

三重県津市西丸之内23-1

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

円

87.500

(イ)
徴収済額

円

24.300

(ウ)
未徴収税額
(ア)-(イ)

円

63.200

異 動
年 月 日

令和6 年 9 月 30 日

異動の事由

1. 退職・長期
2. 転職・不定
3. 死 亡
4. 支払少額
5. 合併・解散
6. その他
7. その他
事由・理由

異動後の未徴収
税額の徴収方法

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)

円

左記の一括徴収した税額は
月分(翌月10日納入期限分)
で納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

記載例3 〔転勤の場合〕

給 与 者	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	宛先	給与支払報告 特 別 徴 収												に係る給与所得者異動届出書												年 度	現年度 2. 新年度 3. 両年度		
		名古屋市長 令和 6 年 8 月 1 日提出	所在地	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1												指定番号		7126262525												
			フリガナ	〇〇ショウジカフシキガイシャ												宛名番号		37												
			氏名又は名称	〇〇商事株式会社												担当者 連絡先	所属	総務課 経理係												
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												氏名	乙野 二郎																
																		電話	052-957-6930 (内線 1111)											
給 与 所 得 者	フリガナ	ナカムラ タロウ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名	中村 太郎																												
	生 年 月 日	昭和52 年 3 月 3 日																												
	個 人 番 号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6																												
	受給者番号	AB-21																												
	お問い合わせ 番 号	00005215311										区	23104																	
	1 月 1 日 現在の住所	名古屋市西区花の木二丁目18-1																												
異 動 後 の 住 所	同上																													
		173.900												円	7 月から 8 月から 7 月まで 5 月まで	円	令和6 年 7 月 30 日	2	1. 退職・長期 2. 転職・不定 3. 死 亡 期 散 4. 支 払 少 額 5. 合 併 解 散 6. そ の 他 7. その他 事由・理由	1	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規 法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4												新しい勤務先へは、月割額 15,800 円を 8 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																
	所在地	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2												担当者 連絡先	所属	総務課 給与係														
	フリガナ	〇〇フッサンカフシキガイシャ													氏名	丙野 三郎														
	氏名又は名称	〇〇物産株式会社													電話	03-3580-9299 (内線 1112)														
																受給者番号	BC-12													
																納入書の要否 新規の場合のみ記載	1 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要											

2. 一括徴収の場合

理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
			月 日	円	
	☐	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
		3. 死亡による退職であるため

(名古屋市提出用)

記載例4 〔給与支払報告の場合〕

給
付
金

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現年度2. 新年度3. 両年度

(宛 先) 名古屋市長 令和 7 年 4 月 1 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所 在 地	〒 460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10-4										指 定 番 号	7123456789															
		フリガナ	ナゴヤ タロウ										宛 名 番 号																
		氏名又は名称	名古屋 太郎										担 当 者 連 絡 先	所 属															
		個 人 番 号 又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8											氏 名	名古屋 花子														
				←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話	052-972-2352 (内線)														
給 与 所 得 者	フリガナ	ナカムラ カズコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法												
	氏 名	中村 一子																											
	生 年 月 日	昭和52 年 4 月 4 日																											
	個 人 番 号	5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4										円	月から 月まで	月から 月まで	令和7 年 3 月 31 日	1 右から 番号を 記入	1. 退 2. 転 3. 休 職 ・ 長 4. 死 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 6. 合 併 ・ 解 7. そ の 事 由・理 由 職 勤 欠 亡 期 散 他	 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)										
	受 給 者 番 号	06																											
	お 問 い 合 せ 番 号																			区									
1 月 1 日 現 在 の 住 所	名古屋市守山区小幡一丁目3-1																												
異 動 後 の 住 所	同上																												

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	指 定 番 号	新規										法 人 番 号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号					
	フリガナ												氏 名													納 入 書 の 要 否 新規の場合のみ記載	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
	氏 名 又 は 名 称												電 話	(内線)															

2. 一括徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和 右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
				月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和 右から番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	3. 死亡による退職であるため

(名古屋市提出用)

■外国人の方の課税について

1 課税される方

外国人の方で令和6年1月1日（賦課期日）に日本国内に住所がある方は、その1月1日にお住まいの市町村で市民税・県民税・森林環境税が課税されます。

なお、日本国内に住所のある外国人の方については、他の従業員の方と同様に毎年1月末日までに給与支払報告書を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

2 退職等した場合

従業員の方が退職等した場合には、5・6ページのとおり、「異動届出書」を個人市民税特別徴収センターに提出していただきますが、退職後に出国を予定している場合には、従業員の方にご説明のうえ、次のように取り扱っていただきますよう、ご協力をお願いします。

(1) 令和6年度の市民税・県民税・森林環境税について

納付手段などが煩雑となることをご説明いただき、未徴収税額について一括徴収してください（一括徴収の手続きについては、5ページをご覧ください。）。

なお、一括徴収しない場合は、納税管理人（納税通知書（納付書）などを本人に代わって受け取り、市税を納付する方）の選定が必要です。

(2) 令和7年度の市民税・県民税・森林環境税について

令和7年1月から5月までに退職等した場合については、翌年度（令和7年度）に課税となる見込みであることをご説明いただき、出国する前にあらかじめ納付するか、納税管理人を選定し、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へ届け出るようご案内ください。

■従業員の方が就職等したときの手続き

市税事務所から送付された納税通知書（納付書）で納付している方が、就職・復職等により給与の支払を受けることになり、市民税・県民税・森林環境税を給与から差し引いてほしい旨の申出があった場合は、特別徴収に切替えることができますので、「特別徴収切替依頼書」を個人市民税特別徴収センターに提出してください（特別徴収の開始月は、原則としてこの依頼書を提出する月の翌々月となります。）。切替後の特別徴収税額は、「特別徴収税額の決定（変更）通知書」をお送りしてお知らせします（電話での連絡は行いません。）。

ただし、納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上（令和6年4月1日現在）の方の公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税・森林環境税は、特別徴収に切替えることができません。

なお、用紙は、次ページの「特別徴収切替依頼書」をA4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

「特別徴収切替依頼書」の書き方については、16ページをご覧ください。

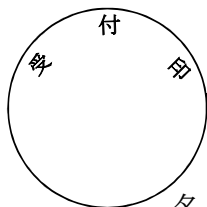
～電子データによる給与支払報告書の提出義務について～

各市町村に提出する「給与支払報告書」について、基準年（令和7年提出分は令和5年）の「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が100枚以上の場合、エルトックスまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

[電子データ 提出](#)

[サイト内検索](#)



特別徴収切替依頼書

名古屋市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所在地	〒 -										指定番号			
		フリガナ											担当者先 連絡	所属		
		氏名又は 名 称												氏名		
		法人番号													電話	() - (内線)

切替 対象 者	住所 (1月1日現在)	〒 - 名古屋市 区										普通徴収 分以降 について、		
	フリガナ											生年月日	明 大 昭 平 令 年 月 日	特別徴収 月分 (翌月10日納期限) (※ 土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日) から希望します。
	氏 名													
	お問い合わせ 番 号	※納税者が納税通知書をお持ちの場合は記入してください。												

注意

- 切替後の特別徴収税額については、特別徴収税額の決定(変更)通知書にてご確認ください（電話での連絡は行いません。）。
※ この依頼書が提出されてから特別徴収税額の決定(変更)通知書をお送りするまでに1か月程度かかる場合があります。
そのため、特別徴収の開始月は原則として提出する月の翌々月からとしてください。特別徴収税額の決定(変更)通知書の発送が、希望する開始月の納期限に間に合わないと判断した場合は、開始月を変更させていただくことがあります。
- この依頼書で特別徴収への切替を行った納期分以降の普通徴収税額については、納付書で納付しないよう本人に連絡してください。
※すでに納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上（4月1日現在）の公的年金受給者の公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税は、特別徴収に切り替えることができません。
(納期限…1期:6月末日、2期:8月末日、3期:10月末日、4期:1月末日、2月随時:2月末日 ※土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日)
- この依頼書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードして使用していただき、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

市記入欄 ※記入しないでください。

年税額		特別徴収切替税額		通知書返戻	有 ・ 無	区	
納入済税額	普	月分		口座振替	有 ・ 無		
	特	月分以降		同一回入力日確認	/ 有 ・ 無		

新たに特別徴収義務者となる場合は、記入する必要はありません。

A circular diagram with three characters: '付' (top), '申' (right), and '申' (left).

(宛 先)

名古屋市長

令和 **6** 年 **6** 月 **7** 日
提出

特別徴収義務者

所在地

460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1-1

フリガナ

〇〇ショウジカブシキガイシャ

氏名又は称名

〇〇商事株式会社

法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

指定番号

7126262525

者先
当絡
担連

所属

經理係

氏 名

乙野 二郎

電話

(052) 957 - 6930
(内線 110

切 替 対 象 者	住所 (1月1日現在)	〒 456-0031 名古屋市 熱田 区 神宮三丁目1-15		普通徴収	1期 分以降	について 特別徴収 8 月分 (翌月10日納期限) (※ 土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日) から希望します。
	フリガナ	ナカムラ サヅロウ	生年月日	明 大 昭	62 年 2 月 6 日	
	氏 名	中村 三郎		平 令		
	お問い合わせ番	※納税者が納税通知書をお持ちの場合は記入してください。 100212525235		受給者番号		

納税者が市税事務所から送付された納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書に記載されているお問い合わせ番号を記入してください。

特別徴収税額の決定(変更)通知書を書面で受け取る場合で、受給者番号の記載が不要な場合は、記入する必要はありません。

特別徴収への切替を希望する普通徴収の納期及び特別徴収開始月をそれぞれ記入してください。

- ・普通徴収の納期 … 1 期、2 期、3 期、4 期、2 月随時のいずれか
- ・特別徴収開始月 … 6 月～翌年の 5 月のいずれか

※特別徴収開始月は、原則としてこの依頼書を提出する月の翌々月としてください。

※納期限は、徴収した月の翌月10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）です。

納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上（令和6年4月1日現在）の方の公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税・森林環境税は、特別徴収への切替えはできません。

■退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収

所得税を源泉徴収される退職手当等についての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当等の支払者がその支払の際に特別徴収することとされています。

1 納税義務者（法50条の2、328条、条例32条の2）

納税義務者は、退職手当等の支払を受ける方で、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日にお住まいの市町村で課税されます。

ただし、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に、生活保護法で定められた生活扶助を受けている方は課税されません。

(1) 退職手当等（法23条、292条）

退職手当等とは、所得税法第30条の規定と同様に、退職金や一時恩給など、種類を問わず退職により一時に受ける給与等をいいます。

なお、死亡退職した方に対する退職手当等をその方の相続人などに支給する場合は、課税されません。

(2) 支払を受けるべき日

退職手当等について支払を受けるべき日とは、通常退職した日ですが、会社の役員の退職手当等で、その支給について、株主総会などの決議を必要とするものについては、その決議のあった日になります。ただし、その決議が退職手当等を支給することを定めているだけで、具体的な支給金額を定めていないときは、その金額が具体的に定められた日になります。

2 退職所得分の特別徴収税額の計算

（法50条の3、50条の4、328条の2、328条の3、条例32条の3、32条の4）

(1) 退職所得控除額の計算

ア 勤続年数の計算

勤続年数は、実際の勤続期間にしたがって計算します。なお、勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げて計算します。

イ 退職所得控除額の計算

退職所得については、所得税と同じように、次により計算した金額が退職手当等の金額から控除されます。これを「退職所得控除額」といいます。

	勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1	勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)
2	勤続年数が20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円
3	障害者になったことにより退職した場合	1または2により計算した金額に100万円を加算した額

(2) 退職所得の金額の計算（1,000円未満切捨）

		退 職 所 得 の 金 額
勤続年数5年以下の役員等(注)の方		A
役員等以外で勤続年数が5年以下の方	Aが300万円以下の場合	$A \times 1/2$
	Aが300万円を超える場合	$150万円 + (A - 300万円)$
上記以外の方		$A \times 1/2$

A：退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額

(注) 役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

(3) 市民税額・県民税額の計算

ア 市民税の特別徴収税額

退職所得の金額×6％＝市民税の特別徴収税額（100円未満切捨）

イ 県民税の特別徴収税額

退職所得の金額×4％＝県民税の特別徴収税額（100円未満切捨）

（注）退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。

市民税の特別徴収税額＋県民税の特別徴収税額＝市民税・県民税の特別徴収税額

税額計算例

【設例】 退職手当等の金額…5,327,000円

勤続期間…3年6か月

【計算】

(1) 勤続年数…4年（1年未満の端数切上）

退職所得控除額…40万円×4年＝1,600,000円

(2) 退職所得の金額

ア 勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合

5,327,000円－1,600,000円＝3,727,000円

イ 役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合

5,327,000円－1,600,000円＝3,727,000円…A→300万円を超える

1,500,000円＋(3,727,000円－3,000,000円)＝2,227,000円

(3) 市民税額・県民税額

ア 勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合

・市民税の特別徴収税額…3,727,000円×6％＝223,620円

→223,600円（100円未満切捨）

・県民税の特別徴収税額…3,727,000円×4％＝149,080円

→149,000円（100円未満切捨）

イ 役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合

・市民税の特別徴収税額…2,227,000円×6％＝133,620円

→133,600円（100円未満切捨）

・県民税の特別徴収税額…2,227,000円×4％＝89,080円

→89,000円（100円未満切捨）

よって、市民税・県民税の特別徴収税額は、次のようになります。

勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合	(市民税) 223,600円	(県民税) 149,000円	＝372,600円
役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合	(市民税) 133,600円	(県民税) 89,000円	＝222,600円

名古屋市公式ウェブサイトにて、税額計算結果の早見表を掲載していますので、参考としてご利用ください。

なお、上記の税額計算例のア、イに該当する退職手当等の場合は、早見表と特別徴収税額が異なりますので、上記の計算方法を参考に計算してください。

3 退職所得分の特別徴収税額の納入

(法50条の5、328条の5、条例32条の6)

(1) 納入先

納入先は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に退職した方がお住まいの市町村です。

(2) 「市民税 県民税 納入申告書」の記載

「**納入書**」の**納入済通知書片の裏面にある退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」**(注)に必要事項を記載してください。

なお、退職所得に対する所得割を徴収した方の分のみを合計して記載してください。

(注) 個人事業主の方は、納入済通知書片の裏面にある様式ではなく、納入書つづりにとじ込んである退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」を使用し、個人市民税特別徴収センターに提出してください。用紙が不足する場合は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(3) 「納入書」の記載

特別徴収した税額を「納入書」の「退職所得分」欄に記入してください。

(4) 納期限

徴収した退職所得分の特別徴収税額の納入の期限(納期限)は、**徴収した月の翌月の10日**(土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日)です。給与分とあわせて「納入書」または「電子納税」で納入してください。

(5) 「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」の提出

退職所得分の特別徴収税額を納入する場合は、「**退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書**」を**個人市民税特別徴収センターに提出してください**。用紙は、次ページの「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」をA4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(6) 電子申告及び電子納税

「市民税 県民税 納入申告書」を「電子申告」で提出し、「電子納税」で納入することができます(詳しくは、22ページをご覧ください。)

なお、電子申告した場合でも、「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」は、別途個人市民税特別徴収センターに提出してください。

4 退職所得の特別徴収票の提出

(法50条の9、328条の14、条例32条の10)

退職手当等の支払を受ける方が、法人の役員(相談役、顧問その他これらに類する方を含みます。)の場合には、退職後1か月以内に、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を市町村(名古屋市の場合は個人市民税特別徴収センター)に提出してください。提出の対象となる方は、「退職所得の源泉徴収票」を税務署へ提出する方と同じです。

また、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、同一用紙で、税務署で交付されています。

～特別徴収義務者所在地等変更届出書の提出のお願い～

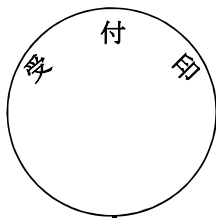
特別徴収義務者の所在地や名称などが変更になったときは、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を個人市民税特別徴収センターに提出してください。用紙は、21ページの「特別徴収義務者所在地等変更届出書」をA4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書

(特別徴収義務者) 所在地(住所)	納 入 年 月 日	令和 年 月 日	◎この内訳書は名古屋市個人市民税 特別徴収センターに提出してくだ さい。	
	この内訳書に 応答される方 (担当者)	所属 氏名 電話 () — (内線)		
名 称 (氏名)			指定番号	

	退職手当等の支払を受ける者の 退職した年の1月1日現在の住所 (退職後の住所)	氏 名 生 年 月 日	退職手当等の 支 払 金 額	勤続年数 (1年未満 端数切上)	特定役員退 職手当等の 該当の有無	所 得 割 額 (100円未満切捨)		退職所得 申告書提 出の有無	支 払 確定日
						市民税	県民税		
1		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
2		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
3		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
令和 年 月分		人 員 計	人	退職手当等 の支払金額計	円	市民税・県民税 の所得割額計	市民税 円	県民税 円	合計 円

- (お願い) 1. 他の退職手当等の支払金額がある場合は、摘要欄に記入してください。
 2. 分割納入する場合は、摘要欄に記入するか、内訳を添付してください。
 3. この内訳書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードして使用してください。



特別徴収義務者所在地等変更届出書

(宛 先) 名古屋市 長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所 在 地	〒										指 定 番 号											
		フリガナ											担 当 者 連 絡 先	所 属										
		名 称 又 代 表 者 名												氏 名										
		法 人 番 号															電 話	()	—	(内線)				

特別徴収義務者		変 更 前										変 更 後												
	フリガナ																							
	所 在 地	〒										〒												
	フリガナ																							
	名 称																							
	法 人 番 号																							
	電 話	()	—										(内線)	()	—									

変 更 年 月 日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有・無
変 更 理 由 該 当 する 項 目 に ☑ して くだ さい。	(1) 名称・所在地変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 ☐ 新法人の設立(※) ☐ 事務所等の移転 ☐ その他 ()	(2) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いを記入してください。 ☐ 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された(※)	
		(3) その他 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 ()	

◎ 特別徴収事務の書類を上記以外の場所へ送付する場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ												
	所 在 地	〒											
	フリガナ												
	名 称												
	電 話	()	—										(内線)

※ 新法人の設立や合併により登記が閉鎖した場合は、指定番号が変更されるため継続使用ができません。併せて給与所得者異動届出書を提出してください。

- ご 注 意
- この届出書は、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。
なお、この届出書を提出した場合でも、別途法人市民税の「法人の異動届出書」の提出が必要ですのでご注意ください。
 - この届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードして使用してください。

～地方税ポータルシステム

「 (エルタックス)」のお知らせ～

地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して、「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」などがインターネットで提出できます。

また、電子申告していただくと、給与分（一括徴収分を含みます。）のほか、退職所得分の市民税・県民税（特別徴収税額）なども電子納税をすることができます。

事務所や自宅のパソコンなどから申告や納税をすることができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

（注） 名古屋市以外の市町村の利用可能な手続きについては、エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）や各市町村のホームページ等をご覧ください。

◎ 電子申告

○ 提出できる個人市民税・県民税（特別徴収）の書類

- ・ 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- ・ 特別徴収切替届出（依頼）書
- ・ 特別徴収義務者所在地等変更届出書
- ・ 給与所得者異動届出書
- ・ 退職所得分の市民税 県民税 納入申告書
- ・ 退職所得の特別徴収票

○ 給与支払報告書及び「給与所得の源泉徴収票」の作成と提出

給与支払報告書及び「給与所得の源泉徴収票」を、統一様式を用いて作成することで、1回の操作で給与支払報告書は提出先の各市町村へ、「給与所得の源泉徴収票」は税務署へ、それぞれ提出することができます。

○ 特別徴収税額の通知

令和6年度以降、エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した場合は、「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法について、電子データの副本送付は廃止され、「正本の電子データを eLTAX で受け取る」または「正本の書面を郵送で受け取る」の選択のみとなりました（書面と電子データの両方で受け取することはできません。）。

また、令和6年度以降、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」の受取方法として、電子データを選択することができることとなりました。

◎ 電子納税

○ 必要な手続き

事前にエルタックスで電子納税の利用届出を行ってください。

利用届出の手続終了後、エルタックスで納付情報の発行依頼を行っていただき、発行された納付情報を利用して、インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付（※）などで納入してください。

電子納税では、1回の操作で複数の地方公共団体へ納付ができます。

※ ダイレクト納付とは、事前に登録した口座より直接引き落とすことによって納付する方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人が納付することもできます。

○ 取扱金融機関

名古屋市指定金融機関及び収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。取扱金融機関については、エルタックスホームページをご覧ください。

※ エルタックスで名古屋市に給与支払報告書を提出する場合及び電子納税をする場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」（末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」）です。

詳しくは、エルタックスホームページの「よくある質問」及び名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

■ 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者など

1 納税義務者（市民税・県民税・森林環境税を納めていただく方）と納めるべき税額

納税義務者	市民税・県民税		森林環境税 (国税)
	均等割	所得割	
1月1日（賦課期日）に区内に住所がある方	○	○	○
1月1日に区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方	○	—	—

2 市民税・県民税の均等割と所得割のいずれも課税されない方

- (1) 1月1日に生活保護法によって生活扶助を受けている方
- (2) 前年（令和5年）中の合計所得金額(注1)が135万円以下で次に該当する方
 - ア 障害者……1月1日に精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている方など精神や身体に障害のある方
 - イ 未成年者…満18歳未満の方（平成18年1月3日以後に生まれた方）
 - ウ 寡婦……前年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する方(注2)
 - (ア) 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、生計を一にする（日常生活の生活費などを共にしている）子以外の扶養親族がいる方
 - (イ) 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫が生死不明な方
 - エ ひとり親…前年中の合計所得金額が500万円以下で、次のすべてに該当する方(注2)
 - (ア) 未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方または配偶者が生死不明な方
 - (イ) 前年中の総所得金額等(注3)が48万円以下の生計を一にする子がいる方
- (3) 扶養家族(注4)がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方
- (4) 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 $\{35\text{万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10\text{万円}\} + 21\text{万円}$

(注1) 「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額をいいます。

(注2) 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方に限ります。

(注3) 「総所得金額等」とは、上記の「合計所得金額」の説明文の「損失の繰越控除前」を「損失の繰越控除後」と読み替えたものをいいます。

(注4) 同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族及び扶養控除の対象となる扶養親族をいいます。同一生計配偶者や扶養親族の説明は、25・26ページをご覧ください。

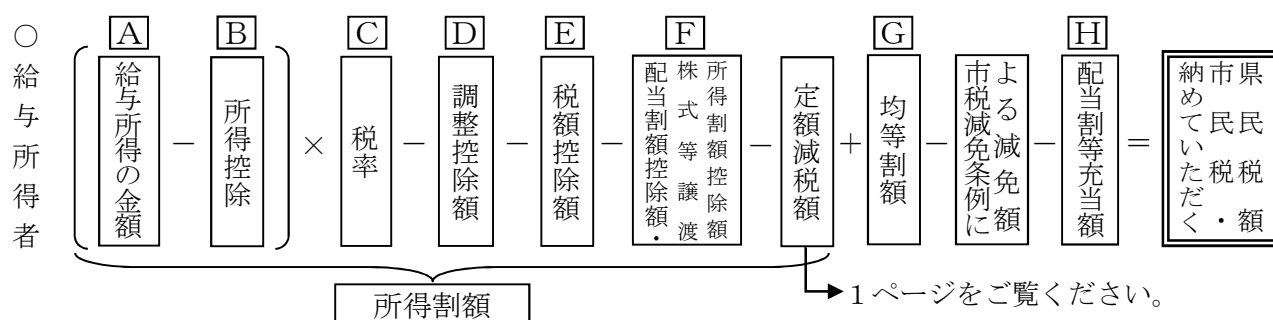
※ 名古屋市において、森林環境税が課税されない要件は、市民税・県民税の均等割と所得割のいずれも課税されない要件と同一です。

3 市民税・県民税の所得割が課税されない方

- (1) 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等が45万円以下の方
- (2) 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方
 $\{35\text{万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10\text{万円}\} + 32\text{万円}$

■ 税額の計算

市民税・県民税の税額は次の方法により計算されます。また、森林環境税（1,000円）が併せて課税されます。



A 給 与 所 得 の 金 額

給与の収入金額……………令和5年中に支払われた給与・賞与などの合計額
給与所得控除後の金額……………令和5年分簡易給与所得表により計算した金額

○ 所得金額調整控除（小数点以下は切り上げます。）

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、ア～ウのいずれかに該当する方について、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

ア 特別障害者に該当する方

イ 年齢23歳未満の扶養親族がある方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある方

控除額 = {給与等の収入金額（上限1,000万円）－ 850万円} × 10%

- (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 － 10万円
（上限10万円） （上限10万円）

B 所 得 控 除

雑 損 控 除	(1) (損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×1/10) (2) 災害関連支出の金額－5万円 (1)または(2)のいずれか多い方の金額が雑損控除額となります。			
医 療 費 控 除 ※ 一定の取組を行う方はセルフメディケーション税制を選択することができます。	(1) 通常の医療費控除 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－〔(総所得金額等×5/100)と10万円のいずれか少ない方の金額〕 (控除限度額200万円) (2) セルフメディケーション税制 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額88,000円) (1)または(2)のいずれか一方を選択して計算した額が医療費控除額となります。			
社会保険料控除	支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額			
生 命 保 険 料 控 除 ※ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)と平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)では、控除額の計算方法が異なります。	(1) 新契約のみの場合、一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて	支 払 保 険 料 等 の 金 額		控 除 額
		12,000円まで		支払保険料等の全額
		12,001円から	32,000円まで	支払保険料等×1/2＋6,000円
		32,001円から	56,000円まで	支払保険料等×1/4＋14,000円
		56,001円から		28,000円
	(2) 旧契約のみの場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて	支 払 保 険 料 等 の 金 額		控 除 額
		15,000円まで		支払保険料等の全額
		15,001円から	40,000円まで	支払保険料等×1/2＋7,500円
		40,001円から	70,000円まで	支払保険料等×1/4＋17,500円
		70,001円から		35,000円
	(3) 新契約と旧契約の両方がある場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、右のア、イのいずれか多い方の金額		ア 新契約について(1)のとおり、旧契約について(2)のとおり計算した金額の合計額 (限度額28,000円) イ 旧契約のみを(2)のとおり計算した金額	
	一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて、(1)～(3)で計算した金額の合計額が生命保険料控除額となります。(控除限度額 70,000円)			

地震保険料控除 ※ 平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの)がある場合を含みます。	(1) 地震保険契約			
	支払保険料等の金額		控除額	
	50,000円まで		支払保険料等×1/2	
	50,001円から		25,000円	
	(2) 旧長期損害保険契約			
	支払保険料等の金額		控除額	
	5,000円まで		支払保険料等の全額	
	5,001円から 15,000円まで		支払保険料等×1/2 + 2,500円	
	15,001円から		10,000円	
	(1)と(2)の合計額が地震保険料控除額となります。(控除限度額25,000円) ※ 一つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。			
障害者控除	26万円 { ただし・ 障害の程度が重い方(特別障害者)である場合は30万円 ・ 障害の程度が重い方(特別障害者)で同居している同一生計配偶者、扶養親族がいる場合は、1人につき53万円 }			
寡婦控除	26万円			
ひとり親控除	30万円			
勤労学生控除	26万円			
配偶者控除 ※ 本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用を受けられません。	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(同一生計配偶者)(※)がいるときに、次の表の該当する金額 ※ 他の納税義務者の扶養親族とされている方や事業専従者を除きます。			
	納税義務者の合計所得金額		控除額 { 70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた方)の配偶者の場合は括弧内の金額 }	
	9,000,000円まで		33万円(38万円)	
	9,000,001円から 9,500,000円まで		22万円(26万円)	
	9,500,001円から 10,000,000円まで		11万円(13万円)	
配偶者特別控除 ※ 本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用を受けられません。	合計所得金額が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者(※)がいるときに、次の表の該当する金額 ※ 他の納税義務者の扶養親族とされている方や青色事業専従者給与の支払を受ける方、事業専従者を除きます。			
	納税義務者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額	9,000,000円まで	9,000,001円から 9,500,000円まで	9,500,001円から 10,000,000円まで
		控除額		
	480,001円から 1,000,000円まで	33万円	22万円	11万円
	1,000,001円から 1,050,000円まで	31万円	21万円	11万円
	1,050,001円から 1,100,000円まで	26万円	18万円	9万円
	1,100,001円から 1,150,000円まで	21万円	14万円	7万円
	1,150,001円から 1,200,000円まで	16万円	11万円	6万円
	1,200,001円から 1,250,000円まで	11万円	8万円	4万円
	1,250,001円から 1,300,000円まで	6万円	4万円	2万円
	1,300,001円から 1,330,000円まで	3万円	2万円	1万円

扶 養 控 除	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族(扶養親族)のうち、年齢16歳以上の方(※)がいるときに、次の表の該当する金額 ※ 年齢30歳以上70歳未満の国外に居住している方については、留学生や障害者、生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている方に限ります。		
	一般の控除対象扶養親族(注1)		33万円
	特 定 扶 養 親 族(注2)		45万円
	老 人 扶 養 親 族(注3)	同 居 老 親 等(注3)	45万円
		同 居 老 親 等 以 外	38万円
	(注1) 扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の方(平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方)及び23歳以上70歳未満の方(昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方)をいいます。 (注2) 扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の方(平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方)をいいます。 (注3) 扶養親族のうち、年齢70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)をいいます。また、同居老親等とは、老人扶養親族のうち、自己または配偶者の父母などで同居をしている方です。		
基 礎 控 除	納税義務者の合計所得金額が2,500万円以下のとき、右の表の該当する金額	24,000,000円まで	43万円
		24,000,001円から 24,500,000円まで	29万円
		24,500,001円から 25,000,000円まで	15万円

C 税 率

★総合課税の所得割の税率

市 民 税	7.7% (市民税の減税後の税率)	県 民 税	2%
-------	-------------------	-------	----

★分離課税による譲渡所得等の所得割の税率

分 離 課 税 の 区 分			市 民 税	県 民 税
課税短期 譲渡所得 金 額	国等に対する譲渡		$A \times 4\%$	$A \times 1\%$
	そ の 他 の 譲 渡		$A \times 7.2\%$	$A \times 1.8\%$
課税長期 譲渡所得 金 額	優良住宅 地の造成 等の譲渡	2,000万円以下	$B \times 3.2\%$	$B \times 0.8\%$
		2,000万円超	$64\text{万円} + (B - 2,000\text{万円}) \times 4\%$	$16\text{万円} + (B - 2,000\text{万円}) \times 1\%$
	居 住 用 財 産 の 譲 渡	6,000万円以下	$B \times 3.2\%$	$B \times 0.8\%$
		6,000万円超	$192\text{万円} + (B - 6,000\text{万円}) \times 4\%$	$48\text{万円} + (B - 6,000\text{万円}) \times 1\%$
	そ の 他 の 譲 渡		$B \times 4\%$	$B \times 1\%$
一般株式等の課税譲渡所得等の金額			$C \times 4\%$	$C \times 1\%$
上場株式等の課税譲渡所得等の金額			$D \times 4\%$	$D \times 1\%$
上場株式等の課税配当所得等の金額			$E \times 4\%$	$E \times 1\%$
先物取引の課税雑所得等の金額			$F \times 4\%$	$F \times 1\%$

A : 課税短期譲渡所得金額

B : 課税長期譲渡所得金額

C : 一般株式等の課税譲渡所得等の金額

D : 上場株式等の課税譲渡所得等の金額

E : 分離課税の上場株式等の課税配当所得等の金額 F : 先物取引の課税雑所得等の金額

★短期譲渡……所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。

★長期譲渡……所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。

D 調 整 控 除 額 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

合計課税所得金額200万円以下		合計課税所得金額200万円超	
市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
①人的控除ごとに定められた金額の合計額 ②合計課税所得金額		①人的控除ごとに定められた金額の合計額 ②合計課税所得金額－200万円	
①と②のいずれか 小さい金額×4%	①と②のいずれか 小さい金額×1%	(①－②)(5万円を下回るときは5万円)×4%	(①－②)(5万円を下回るときは5万円)×1%

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※ 「人的控除ごとに定められた金額」については、次ページをご覧ください。

《人的控除ごとに定められた金額》

人 的 控 除				金額
障害者	そ の 他			1 万円
	特 別	同居特別障害者以外		1 0 万円
		同 居 特 別 障 害 者		2 2 万円
寡 婦 ・ ひ と り 親 （ 父 ）				1 万円
ひ と り 親 （ 母 ）				5 万円
勤 労 学 生				1 万円
配 偶 者	一 般	納 税 義 務 者 の 所 得	900万円以下	5 万円
			900万円超 950万円以下	4 万円
			950万円超 1,000万円以下	2 万円
	老 人 (70歳以上)		900万円以下	1 0 万円
			900万円超 950万円以下	6 万円
			950万円超 1,000万円以下	3 万円

人 的 控 除					金額	
配偶者特別※	配偶者の所得	48万円超 50万円未満	納税義務者の所得	900万円以下		5 万円
				900万円超	950万円以下	4 万円
				950万円超	1,000万円以下	2 万円
		50万円以上 55万円未満		900万円以下		3 万円
				900万円超	950万円以下	2 万円
				950万円超	1,000万円以下	1 万円
扶養	老人 (70歳以上)	一 般		5 万円		
		特 定 (1 9 歳 ~ 2 2 歳)		1 8 万円		
		同 居 老 親 等		1 3 万円		
		同 居 老 親 等 以 外		1 0 万円		
基 礎					5 万円	

※ 配偶者の所得が55万円以上のときは、0円

E 税 額 控 除 額

○ 配当控除

法人税との二重課税を防止するため、総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得を除きます。）がある場合に、次の配当等の種類・割合により計算した額を所得割額から控除します。

種 類	課税所得金額等		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
外貨建等以外の証券投資信託			1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
外貨建等証券投資信託			0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

○ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年～令和7年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のように計算した額または控除限度額のいずれか小さい金額を所得割額から控除します。

- ・市民税住宅ローン控除額＝（所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額）×4/5
- ・県民税住宅ローン控除額＝（所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額）×1/5

住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。

	平成21年～平成26年 3月に入居した方	平成26年4月～令和3年 12月に入居した方(注1)	令和4年1月～令和7年 12月に入居した方(注2)
市民税	A×4%（最高78,000円）	A×5.6%（最高109,200円）	A×4%（最高78,000円）
県民税	A×1%（最高19,500円）	A×1.4%（最高27,300円）	A×1%（最高19,500円）

A：所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）

(注1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合の額です。それ以外の場合は平成21年～平成26年3月に入居した方と同じ額となります。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約をした場合は、平成26年4月～令和3年12月に入居した場合と同じ額となります。

市民税・県民税の住宅ローン控除は、給与支払報告書（個人別明細書）や確定申告書に住宅ローン控除に関する事項が記載されることにより適用を受けることができます。住宅ローン控除の要件や確定申告の手続きについて詳しくは、お住まいの区を管轄する税務署にお問い合わせください。

○ 寄附金税額控除

前年中に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に、次の(1)～(3)のように計算した額の合計額を所得割額から控除します。

(1) 基本控除額（控除対象となる寄附金(注1)を支払った場合）

市 民 税	県 民 税
$(\text{寄附金}-2,000\text{円}) \times 8\%$	$(\text{寄附金}-2,000\text{円}) \times 2\%$

(2) 特例控除額（地方公共団体へ寄附金を支払った場合）(注2)(注3)

市 民 税	県 民 税
$(\text{地方公共団体への寄附金}-2,000\text{円}) \times (90\%-A \times 1.021) \times 4/5$	$(\text{地方公共団体への寄附金}-2,000\text{円}) \times (90\%-A \times 1.021) \times 1/5$

(3) 申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例(注4)が適用される場合）(注3)

市 民 税	県 民 税
$\text{市民税の特例控除額} \times A \times 1.021 \div (90\%-A \times 1.021)$	$\text{県民税の特例控除額} \times A \times 1.021 \div (90\%-A \times 1.021)$

A：所得税の税率に相当する割合(注5)

(注1) 総所得金額等の30%が限度です。「総所得金額等」の説明は23ページをご覧ください。

(注2) 調整控除額を控除した後の所得割額（税額控除前・定額減税前）の20%が限度です。

(注3) 総務大臣から指定を受けていない地方公共団体へ寄附を行った場合、控除の適用を受けることができません。

(注4) 所得税の確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと納税（寄附金（納税））を支払った際に「申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体へ提出することで、所得税の確定申告書を提出しなくても市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

(注5) 人的控除ごとに定められた金額の合計額を控除した後の課税総所得金額に応じた所得税の限界税率（0～45%）などです。「人的控除ごとに定められた金額」は、27ページをご覧ください。

○ 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税などを課税された場合に、一定の計算式で算出した額を所得割額から控除します。

F 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等（これを「特定配当等の額」といいます。）または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等（これを「特定株式等譲渡所得金額」といいます。）がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を所得割額から控除します。

- ・市民税配当割額控除額＝配当割額（特定配当等の額×5%）×3/5
- ・県民税配当割額控除額＝配当割額（特定配当等の額×5%）×2/5
- ・市民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額（特定株式等譲渡所得金額×5%）×3/5
- ・県民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額（特定株式等譲渡所得金額×5%）×2/5

G 均 等 割 の 税 率

市 民 税	2,800円（市民税の減税後の税率）
県 民 税	1,500円（うち500円は「あいち森と緑づくり税」）

H 配 当 割 等 充 当 額

税額控除後の所得割額より控除しきれなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合は、還付または市民税・県民税額へ充当若しくは森林環境税額へ委託納付されます。そのため、充当後の納付していただく税額が1円単位となることがあります。

◆ 給与所得者の税額計算例（令和６年度）◆

《例》

家族構成	夫婦子ども３人（妻、子（１９歳と１６歳と１２歳）は所得なし）		
前年中の収支	○給与収入	6,735,400円	
	○社会保険料支払額	1,010,310円	
	○旧契約の一般生命保険料支払額	69,600円	

①	給与の収入金額	6,735,400円	(令和５年分簡易給与所得表による)
②	給与所得控除後の金額	4,961,860円	
③	社会保険料控除額	1,010,310円	
④	生命保険料控除額	34,900円	
⑤	配偶者控除額	330,000円	
⑥	扶養控除額	780,000円	
⑦	基礎控除額	430,000円	
⑧	課税総所得金額	2,376,000円	{②－(③＋④＋⑤＋⑥＋⑦)}…1,000円未満切捨
⑨	所得割額の算出	(市民税) 2,376,000円×7.7%＝182,952円	(県民税) 2,376,000円×2%＝47,520円
⑩	調整控除額	定められた金額＝50,000円＋230,000円＋50,000円＝330,000円 (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除) ※ 330,000円－(2,376,000円－2,000,000円)＜50,000円より 50,000円×4%＝2,000円 50,000円×1%＝500円	
⑪	定額減税額※	39,687円	10,313円
⑫	差引所得割額 (⑨－⑩－⑪)	141,265円	36,707円
⑬	均等割額	2,800円	1,500円
⑭	納める税額 (⑫＋⑬)	144,000円…100円未満切捨	38,200円…100円未満切捨

以上の計算により、年税額は、市民税額 144,000 円、県民税額 38,200 円、森林環境税額 1,000 円を併せた 183,200 円となります。定額減税の適用があるため、７月から翌年５月までの１１回に分けて（７月分：17,200 円、８月分以降：16,600 円）、給与から差し引いて納付していただくことになります。

※ 市民税・県民税の定額減税について詳しくは、１ページをご覧ください。

～市民税・県民税の試算について～

名古屋市公式ウェブサイトの「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます」ページから、税額の試算ができます。必要に応じてご利用いただくとともに、従業員の方へも税額の確認用としてご案内ください。

[市民税 試算と申告](#)

[サイト内検索](#)

対応しているブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safariです。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。

■ 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除

特別な事情により納税が困難な方について、市民税・県民税の減免(税額を減額すること)や森林環境税の免除を受けることができます場合があります。

従業員の方が減免や免除を受けようとする場合は、「減免申請書」をお住まいの区を担当する市税事務所あて提出していただくよう、従業員の方にご説明ください。

※ 期限までに手続きをしていただかないと、減免を受けることができなくなりますのでご注意ください。

※ 詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトの「市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除」ページをご覧ください。「減免申請書」のダウンロードもできます。

市民税 減免

サイト内検索

	減免・免除該当者	市民税・県民税		森林環境税
		申請期限	減免額	免除額
1	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	次のいずれか遅い日(注5) a 左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 b その該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	被害等の程度により一定額を減免	普通徴収の場合は、申請書の提出日以後に納期限の到来する納付額
2	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助または葬祭扶助(注2)を受けている方		扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収の場合は、申請書の提出日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金から徴収される税額に相当する額
3 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額(注3)以下の方	1月1日以後最初に到来する納期限 (原則として6月30日)	税額の全部	
4 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額を超え所得割非課税限度額に33万円を加算した額以下の方		所得割額の50%	
5 (注1)	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、被爆者(障害者を除く。)で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方		税額の50%	
6 (注1)	障害者または疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方		税額の50%	
7 (注1)	勤労学生控除の適用を受けている勤労学生の方		税額の全部	

8 (注1)	6月30日において前年中の総所得金額が210万円以下の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方(注4)		所得割額の50%	表1、2と同じ
9	雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	次のいずれか遅い日(注5) a 左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 b その該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
10	雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方		失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
11	雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方			
12	雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方		日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	

(注1) 表3、4、5、7に該当する方で、給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出された方や、所得税の確定申告書、市民税・県民税の申告書を提出した方は、減免申請の必要はありません。なお、表3～8の減免のうち、2つ以上に該当する場合は、減免額が最も大きいもののみ適用を受けることができます。

(注2) 生活保護法第18条第2項の規定により行われる葬祭扶助は除きます。

(注3) 所得割非課税限度額とは、扶養家族のない方は45万円、扶養家族のある方は〔35万円×(扶養家族の数+1)+10万円〕+32万円です。扶養家族の説明は23ページをご覧ください。

(注4) 森林環境税の免除においては「総所得金額」を「合計所得金額」と読み替えてください。

(注5) 申請期限欄の「該当することとなった日」については、表1では「災害の発生した日」、表2では「扶助の開始のあった日」、表8では「6月30日」、表9では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、表10、11では「失業の認定を受けた日」と読み替えてください。

また、令和6年度の市民税・県民税の「最初に到来する納期限」は、原則として給与からの特別徴収によって納付している方で定額減税の適用がある方は「8月13日」、定額減税の適用がない方は「7月10日」です。なお、普通徴収によって納付している方は「7月1日」です。

■ ご質問にお答えします

◎ 年の途中で従業員が退職した場合の市民税・県民税・森林環境税は－1

〈問〉 当社の社員Aが令和7年3月に退職する予定です。令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は一括徴収し、退職所得分の特別徴収税額についても令和7年4月に納入する予定です。この場合、市民税・県民税・森林環境税はすべて納税済みでしょうか。

〈答〉 Aさんの場合、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税はすべて納付済みとなりますが、市民税・県民税はその年の所得に対して、翌年度に課税されることとなっていますので、令和6年1月から12月までの所得から算出した令和7年度の市民税・県民税を、森林環境税と併せて、令和7年6月、8月、10月、令和8年1月の4回に分けて市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付していただくことになります。

なお、雇用保険の基本手当を受けている方などは、市民税・県民税の減免（税額を減額すること）が受けられる場合があります（詳しくは、30・31ページをご覧ください。）。

※ 従業員の方が令和7年1月1日から4月30日までに退職した場合、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の未徴収税額については、従業員の方の申出の有無にかかわらず、給与または退職手当等から必ず一括徴収することとされています。

また、所得税を源泉徴収される退職手当等についての市民税・県民税は、退職手当等の支払者が、その支払の際に特別徴収して市町村に納入することとされています。

◎ 年の途中で従業員が退職した場合の市民税・県民税・森林環境税は－ 2

〈問〉 当社の社員Bが令和6年11月に退職する予定です。本人から市民税・県民税・森林環境税の一括徴収の希望がなかったため、一括徴収しませんが、この場合未徴収税額はどのように納めるのでしょうか。

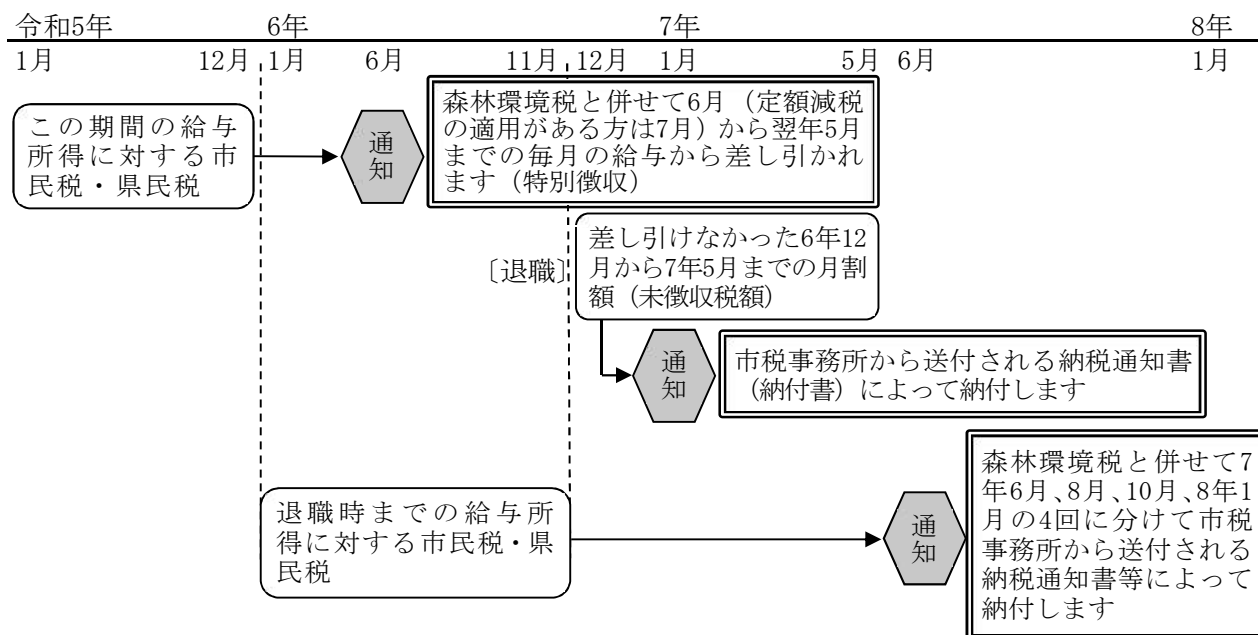
〈答〉 会社勤めの方の市民税・県民税・森林環境税は、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月（定額減税の適用がある方は7月）から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています。

Bさんの場合、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税のうち、会社の給与等から差し引くことができなくなった令和6年12月から令和7年5月までの月割額を、市税事務所から送付される納税通知書（納付書）によって納付していただくことになります。

このような場合には、従業員の方の納税の便宜を図るため、従業員の方にご説明のうえ、一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いします（5ページ「退職等による未徴収税額の一括徴収」参照）。

また、令和6年1月から11月までの所得から算出した令和7年度の市民税・県民税及び森林環境税についても、令和7年6月、8月、10月、令和8年1月の4回に分けて市税事務所から送付される納税通知書等によって納付していただくことになります（下図参照）。

なお、雇用保険の基本手当を受けている方などは、市民税・県民税の減免（税額を減額すること）が受けられる場合があります（詳しくは、30・31ページをご覧ください。）。



◎ 新たに就職した従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収にする場合は

〈問〉 令和6年4月に就職した社員に市税事務所から令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が届きました。本人から、当社の給与から差し引いてほしいとの申出を受けたのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

〈答〉 就職等により従業員の方から申出を受けられた場合は、年の途中であっても特別徴収に切替えることができます。15ページの「特別徴収切替依頼書」に必要事項を記載して個人市民税特別徴収センターに提出してください（16ページ「記載例」参照）。

なお、市税事務所から送付される納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収にはできませんのでご注意ください。

◎ パートタイムで働いている妻の配偶者控除などは

〈問〉 私の妻は、令和5年1月から近所の商店にパートタイムで勤めにでています。令和5年1月から12月までの給与収入の合計は102万円でした。この場合、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるでしょうか。また妻自身に税金はかかりますか。

〈答〉 配偶者控除の対象となる方は、前年中の給与所得、営業所得、不動産所得などの合計所得金額が48万円以下の配偶者の方で、配偶者特別控除の対象となる方は、合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者の方です（ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用を受けることができません。）。給与収入のみの方については、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた給与所得金額によって判定します。

そこで、あなたの配偶者の令和5年中の給与所得金額を求めてみますと、パートタイムで得た収入102万円から給与所得控除額（55万円）を差し引いた47万円となりますので、配偶者控除の適用を受けることができます。しかし、配偶者特別控除については、適用を受けることができません。

次に、あなたの配偶者自身に税金がかかるかどうかですが、令和6年度分の市民税・県民税は、給与所得金額（47万円）が非課税限度額（均等割・所得割ともに45万円）を超えていますから、課税されます。なお、令和5年分の所得税については、給与所得金額（47万円）が基礎控除額（48万円）以下ですから、課税されません。

以上のことを表にすると、次のようになります。

令和5年中の 給与の収入金額 (令和5年中の所得金額)	配偶者控除の対象 となるかどうか 所得 税 市民税・県民税	配偶者（妻）自身に税金が 課税されるかどうか	
		所得 税	市民税・県民税 均等割 所得割
100万円以下（45万円以下）	対象となります	課税されません	課税されません
100万円超103万円以下 （45万円超48万円以下）	対象となります	課税されません	課税されます
103万円超（48万円超）	対象となりません	課税されます	課税されます

※ 本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。

※ 名古屋市において、森林環境税が課税されない要件は、市民税・県民税の均等割と所得割のいずれも課税されない要件と同一です。

～事業所税のお知らせ～

名古屋市を含む政令指定都市及び人口30万人以上の市等では、都市環境の整備や改善に要する費用に充てるための目的税として事業所税が課税されますので、下表のとおり事業所税のあらましをご案内します。

※ 名古屋市では、事業所税に関する事務を栄市税事務所で行っています。

	資 産 割	従 業 者 割
納税義務者	市内において事業を行っている方	
免 税 点	市内の事業所床面積の合計が 1,000㎡以下	市内の従業者数の合計が 100人以下
	※ 法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日現在で判定します。	
課税標準と税率	市内の事業所床面積(㎡)× 600円 (税率)	市内の従業者給与総額(円)× 0.25% (税率)
申告納付期限	法人の場合:事業年度終了の日から 2か月以内 個人の場合:翌年の 3月15日まで	

(注1) 名古屋市では、市内の事業所床面積が**800㎡以上1,000㎡以下**または市内の従業者数の合計が**80人以上100人以下**の方は、課税になりませんが申告書のみ提出していただきます。

(注2) 申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課される場合があります。

令和6年度以降の特別徴収税額の通知書の送付について

エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した場合は、「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」及び「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」について、それぞれ提出時に選択した受取方法により、書面または電子データで送付されます（税額の変更通知書についても同様の扱いとなります。）。

また、特別徴収義務者用の通知書について、電子データの副本送付は廃止されたため、書面と電子データの両方を受け取ることはできません。

なお、光ディスクなどを利用して給与支払報告書を提出した場合は、書面の通知書のみが送付されます（光ディスクに格納した電子データの副本は送付されません。）。

☆特別徴収についてのお問い合わせ先

名古屋市個人市民税特別徴収センター

〒460-8201

名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

電話＜052＞957-6930 FAX＜052＞957-6934

※ 書面の「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」には、マイナンバー（個人番号）を記載しないこととされています。また、名古屋市では、電子データの場合もマイナンバーを記載しないこととしています。

※ 通知書の発送直後はお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただくようお願いします。

※ よくあるご質問については、名古屋市公式ウェブサイトの「特別徴収税額の決定（変更）通知書についてよくあるご質問」ページで回答を公開しています。

特別徴収 質問

サイト内検索

☆個人の課税の内容についてのお問い合わせ先

個人の市民税・県民税・森林環境税の課税内容についてのお問い合わせは、お住まいの区を担当する市税事務所へお願いします。

担当する市税事務所については、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」または名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

課税内容 お問い合わせ

サイト内検索

☆名古屋市公式ウェブサイト【<https://www.city.nagoya.jp/>】

名古屋市公式ウェブサイトから「異動届出書」や「特別徴収切替依頼書」、「納入書」などの様式をダウンロードすることができます。

様式についてのお問い合わせは、名古屋市個人市民税特別徴収センターへお願いします。

特別徴収 ダウンロード

サイト内検索

※ この冊子は、令和6年2月1日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。（法令・条例については今後改正される場合があります。）